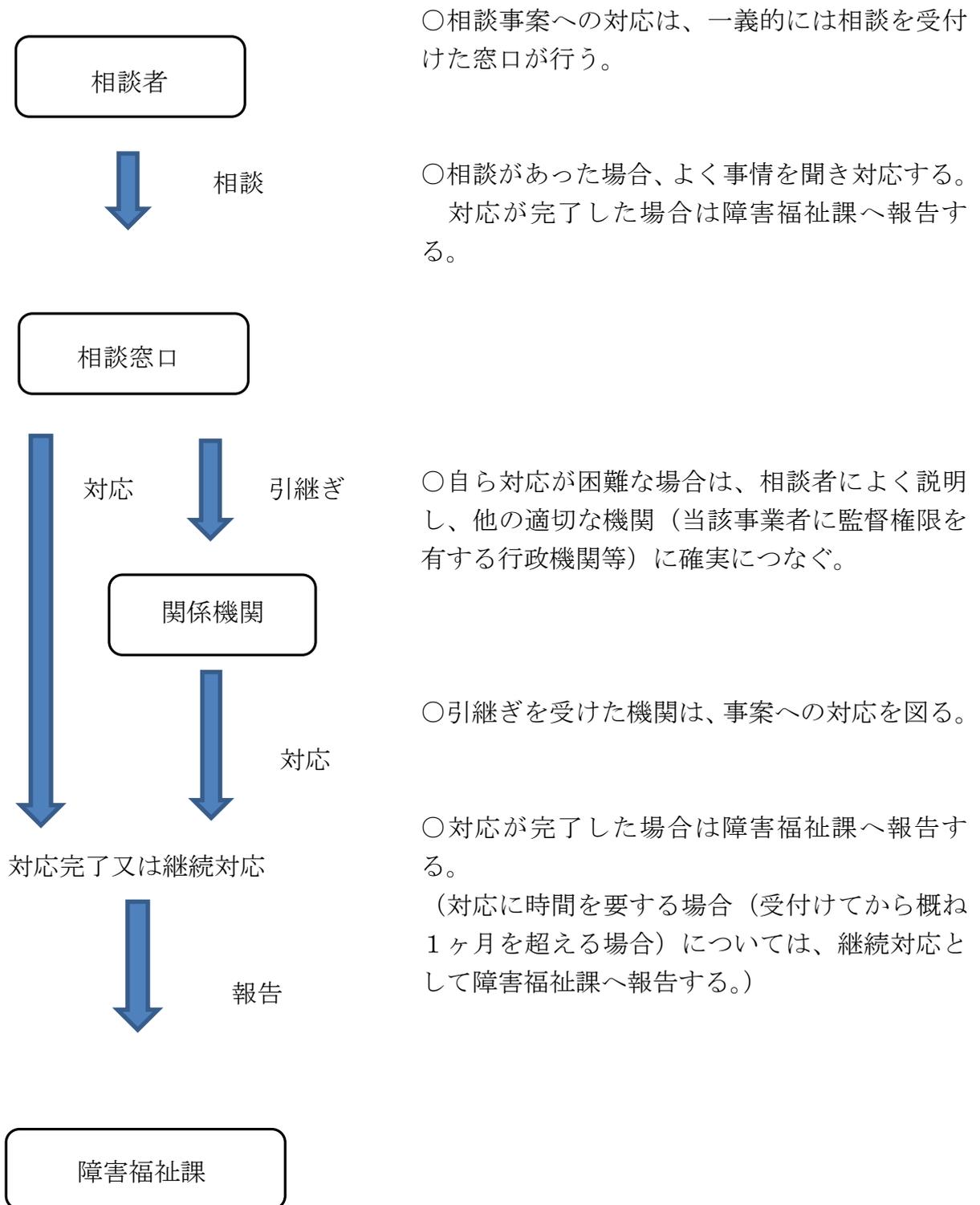


県における相談対応のスキームについて

(1) 事業者等による差別に関する相談（条例第10条に基づく相談）

**※相談窓口：県民を対象とした既存の相談窓口すべて
（県のホームページに掲載）**



※事業者には差別の禁止が義務付けされるのは、平成28年4月1日からとなる。

(2) 県の機関（知事の事務部局）の職員による差別に関する相談

(職員対応要領第 7 条に基づく相談)

**※相談窓口：健康福祉部障害福祉課、各部局主管課、各地方機関、
総務部人事局人事課（県のホームページに掲載）**

